

2021年3月19日

持込禁止物品

会場へ入場しようとする者は、次の各号に該当する物品を原則として、持ち込むことはできません。これに違反した場合は、入場を拒否する場合があります。また、会場内において次の各号に該当する物品が発見された場合には、退場措置を取る場合があります。

- (1) 銃砲刀剣類
- (2) はさみ、アイスピック等鋭利な物及びカミソリ、カッター等の刃物又は凶器となり得るおそれのあるもの
- (3) 毒物、薬物、その他有害物質
- (4) 爆薬、火薬、発煙筒、花火、発火装置、爆発するおそれのあるもの、可燃性物質その他危険物（個人利用のライターを除く）
- (5) ガラス容器、缶、紙パック・アルミパック等、ペットボトル・水筒（一人当たり、いずれか1本で容量750ml以下のペットボトル・容量750ml程度の水筒を除く）
- (6) 飲料（一人当たり、いずれか1本で内容量750ml以下のペットボトル・水筒については、原則試飲の上持ち込可）、凍結した飲料、アルコール飲料
- (7) 食品（個人消費目的の腐らない食品を除く）
- (8) 日焼け止め、クリーム、ローション類（個人消費目的に限り、1つにつき容量が概ね100ml以下のものを除く）
- (9) 氷類・保冷剤等（水筒内の氷を除く。保冷剤については、容量が概ね400ml以下で凍らせても柔らかいものを除く）
- (10) 医薬品（個人使用として妥当な量の医薬品を除く）
- (11) 90cm以上の旗竿、カメラの一脚又は三脚、脚立、椅子、棒等凶器として使用されるおそれのあるもの（白杖及び健康上の理由で必要とされる杖を除く）
- (12) 全長30cm以上のカメラレンズ
- (13) 傘（折りたたみ傘を除く）
- (14) 楽器、ホイッスル、ブゼラ、ガスホーン、拡声器、レーザーポインター、紙ふぶき等大会運営又は競技進行の妨げになるもの
- (15) スポーツ用品、噴霧器、ウォーターガン等の内、大会運営又は競技進行の妨げになるおそれのあるもの
- (16) 旅行用カバン等大型又は大量の荷物（概ね容量25ℓ以下のソフトな材質のものは除く）
- (17) 参加していない国の国旗及び1m×2m以上の旗・バナー・横断幕等
- (18) 東京2020組織委員会の許可を得ていない無線機器（携帯電話等を除く）、ドローン等遠隔操作を行う機器
- (19) 動物（補助犬を除く）
- (20) 政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容、あるいは差別的内容の広告材料若しくは観念を表示し、若しくは連想させ、又はデモンストレーションに使用され得るものや大会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、旗、バナー、横断幕、懸垂幕、のぼり、プラカード、ゼッケン、文書、図画、印刷物、商標等
- (21) 特定の会社又は企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物、無許可のチラシ、パンフレット、プロモーション素材を含む）
- (22) その他大会運営若しくは競技進行を妨害し、他人に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると大会関係者が認めるもの

※ 持込禁止物品については、特定の会場やセッションにおいて内容を変更する場合があります。変更内容については、公式HP等を通じて、別途お知らせいたします。

禁止行為

会場に入場しようとし、又は入場した者は、原則として、次の各号に該当する行為をすることはできません。これに違反した場合は、入場拒否又は退場措置をとる場合があります。

- (1) 法令及び公序良俗に反する行為をすること。
- (2) 正当なチケット又はアクレディテーションカード等を所持せず入場すること。
- (3) 持込禁止物品を持ち込むこと。
- (4) 競技エリア若しくは観客席等への物の投げ入れ又は発射、その他大会運営上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (5) 東京 2020 組織委員会の許可を得ていない無人航空機（ドローン等）を飛行させること（会場外からの操作を含む）。
- (6) 競技エリアをはじめとする、立ち入り禁止区域又は、立ち入り制限区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (7) 建物、立ち木、建造物その他設備、施設若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (8) 安全措置のために施した錠、掛け金、封印、テープ等を損壊し、又は開封・改変すること。
- (9) 観客、審判、選手又は大会関係者を脅迫、威圧、侮辱又は挑発する等、攻撃的な行為をすること。
- (10) 選手又は大会関係者等への面会を強要し又は居座ること。
- (11) 通路、階段、出入口等に荷物を置く又は観戦する等、通路を塞ぐ行為をすること。また、所定の場所以外で観戦すること。
- (12) 座席の上に立つ又はフェンスその他施設に登る行為をすること。
- (13) 会場内で喫煙すること（電子タバコ等を含む）。
- (14) 会場内で火気を使用すること。
- (15) 酩酊した状態で会場に入場し、又は会場において酩酊すること。
- (16) 会場内において、東京 2020 組織委員会の許可を得ていないモバイル Wi-Fi をはじめとする通信機器（携帯電話を除く）を使用すること。
- (17) 営利目的で写真、映像を記録、送信若しくは作成すること。
- (18) アスリート等への性的ハラスメント目的との疑念を生じさせる写真、映像を記録、送信若しくは作成すること。
- (19) 政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容、あるいは差別的内容の広告材料若しくは観念を表示し、若しくは連想させ、又はデモンストレーションに使用され得るものや大会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、旗、バナー、横断幕、懸垂幕、のぼり、プラカード、ゼッケン、文書、図画、印刷物、商標等を設置、着用、散布、貼布、配布すること。
- (20) 抗議活動やデモンストレーション、集会、勧誘、演説、差別言動等、大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
- (21) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示、その他営利目的の行為をすること。
- (22) 参加していない国の国旗及び 1 m×2 m以上の旗・バナー・横断幕等を使用すること。
- (23) 特定の会社又は企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物、無許可のチラシ、パンフレット、プロモーション素材を含む。）を掲示し、又は設置、配布すること。
- (24) 座席や観戦エリアで傘、自撮り棒を使用すること。
- (25) 所定の場所以外にゴミその他の物を廃棄すること。
- (26) 楽器（太鼓、トランペット等）等の使用により、大会運営又は競技進行を妨げること。
- (27) 所定の場所以外へ進入し、駐車又は駐輪すること。
- (28) 違法駐車、会場周辺での野宿など近隣住民や周辺施設等への迷惑行為をすること。
- (29) テープやシート及び手荷物等を使用した入場待ち列確保及び会場での徹夜行為をすること。
- (30) 他人のために、観客席や観戦エリアに物を置くなどしての席取り・場所取り行為をすること。
- (31) 折りたたみ椅子、シート等を使用して競技観戦等を行うこと。
- (32) 東京 2020 組織委員会が事前に認めた場合以外に再入場すること。

(33) その他大会運営若しくは競技進行を妨害し、他人に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると大会関係者が認める行為をすること。

※ 禁止行為については、特定の会場やセッションにおいて内容を変更する場合があります。変更内容については、公式HP等を通じて、別途お知らせいたします。

遵守行為

会場に入場しようとし、又は入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守していただきます。これに違反した場合は、入場拒否又は退場措置をとる場合があります。

- (1) チケット、身分証明書、アクセシビリティカード等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品検査に協力すること。
- (3) 大会関係者又は治安機関の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4) チケットに明示された座席において着席して観戦すること（立見席を除く）。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策ガイドの記載事項を遵守すること。
- (6) 主催者からカメラ等による撮影画像の確認行為を求められた際にはこれに応じること。
- (7) 主催者が定めた時刻以降から会場に入場し、競技（該当チケット分）が終了したときは、大会関係者の指示に従い、速やかに会場から退場すること。
- (8) 旗・バナー・横断幕等の掲出方法（場所を含む）については、大会関係者の指示に従うこと。
- (9) 自らが損害を被ることのないよう競技進行（練習を含む）に十分注意すること。